

健康づくりで健康保険料率が引き下がるかも！？

インセンティブ（報奨金）制度



インセンティブ制度とは？



健診受診やジェネリック医薬品の使用など、みなさまの取組みを5つの評価指標に基づき順位付けし、健康保険料率に反映させる仕組みです。全国で成績の良い上位15支部に入ることが、健康保険料率の引き下げにつながります。

みんなで取り組もう！

インセンティブ制度 5つの評価指標

● は加入者のみなさまへのおねがい ◆ は事業主のみなさまへのおねがいです

特定健診等の 受診率

- 協会けんぽの健診を**毎年**受診してください。
- ◆ 協会けんぽの健診以外(事業者健診)を実施の事業所は、健診結果を協会けんぽへ提供してください。

特定保健指導の 実施率

- 健診結果で「生活習慣の改善が必要」と判定された場合には、**特定保健指導**を受けてください。

特定保健指導 対象者の減少率

- 特定保健指導の対象にならないよう日ごろから健康づくりを心がけましょう。
- 特定保健指導は保健師等のサポートに沿って、最後まで継続しましょう。

要治療者の 医療機関受診率

- 健診の結果、「**血圧、血糖値、LDLコレステロール値が要治療(再検査含む)**」の場合は、必ず医療機関で受診してください。

ジェネリック医薬品 使用割合

- 医療機関でお薬が処方される場合、医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」の希望を伝え、積極的に使用してください。



令和5年度の神奈川支部の実績

5つの評価指標ごとの順位

特定健診等
受診率

45位

特定保健指導
実施率

18位

特定保健指導
対象者減少率

34位

要治療者
医療機関受診率

33位

ジェネリック医薬品
使用割合

42位

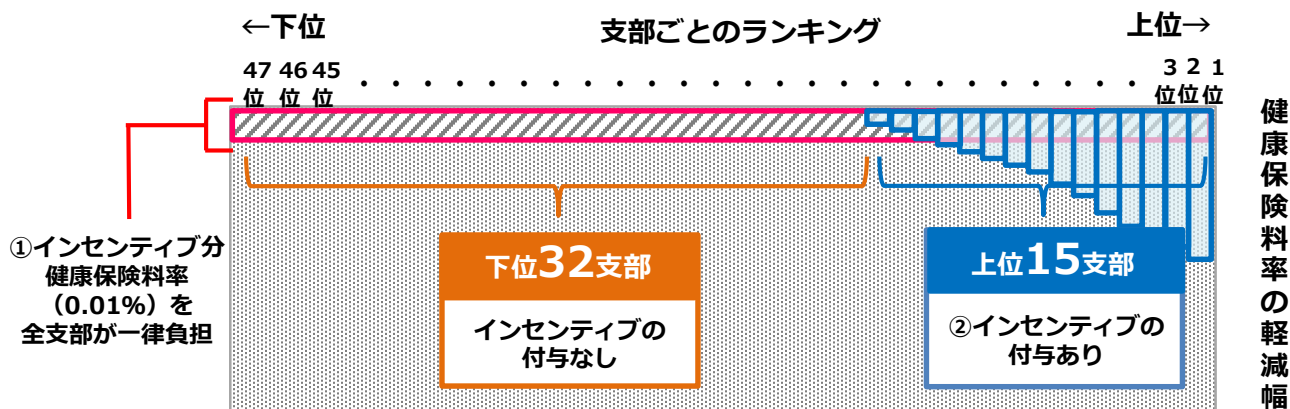
神奈川支部の
総合順位は…

43位/47支部

※令和5年度の取り組み結果は、
令和7年度の健康保険料率に反映されます。

令和5年度の実績ではまだまだ上位15支部に及ばず、インセンティブ(報奨金)の付与を受けることができませんでした…

インセンティブ制度の評価方法・イメージ



①インセンティブ制度の財源として、全支部の健康保険料率に0.01%が盛り込まれて計算されています。

②各支部の評価指標の実績に応じて得点がつけられます。その得点をランクづけし、47支部のうち上位15支部には①を財源とした報奨金が充てられることで、健康保険料率の引き下げにつながります。

協会けんぽの健診を受けましょう！

協会けんぽが健診費用を一部負担していますので、お得に健診が受けられます。健康を維持することが、健康保険料率の引き下げにもつながります。



生活習慣病予防健診 35歳以上の被保険者（ご本人）

【一般健診】 最高18,865円 ↓

自己負担額 最高5,282円

メタボ・5大がん
(肺・胃・大腸・
子宮・乳房)の検査も
できます。

特定健診 40歳以上の被扶養者（ご家族）

【健診費用】

約7,000円 → 無料※

※健診実施機関によっては費用がかかる場合がございます。



全国健康保険協会 神奈川支部
協会けんぽ

〒220-8538 横浜市西区みなとみらい4-6-2 みなとみらいグランドセントラルタワー9階

TEL:045-270-8431 (代表)

お電話のお掛け間違いにご注意ください。
また、郵送での手続きにご協力をお願いします。

インターネット検索サイトより
「協会けんぽ」と入力してください。

協会けんぽ



<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>

